

## 板橋区保健所検査等業務管理実施手順

(平成 28 年 8 月 5 日 保健所長決定)

### (用語)

第 1 条 板橋区保健所検査等業務管理要領(平成 28 年 6 月 6 日保健所長決定)及びこの手順で用いる用語は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理化学検査とは、食品、食品添加物その他の検体に係る化学物質又は理化学的特性の特定を目的として行う検査又は試験（以下「検査等」という。）をいう。
- (2) 微生物検査とは、食品その他の検体に係る細菌、ウィルス、寄生虫その他の微生物又は遺伝子配列等微生物的特性の特定を目的として行う検査等をいう。
- (3) 検体とは、検査等に供する目的で食品衛生法の規定による除去その他の方法により採取され、検査等のために搬入されるものをいう。
- (4) 試料とは、検査等に供する目的で検体から採取され、又は処理されたものをいう。

### (検査室の管理)

第 2 条 検査区分責任者は、検査等に支障を生じないように、検査室を適切に管理する。検査室の改善が必要な場合には検査部門責任者に報告し、検査部門責任者は検査管理主体に提案する。

### (機械器具の管理)

第 3 条 検査区分責任者は、検査等に係る機械器具を適切に管理する。重要な内容については、標準作業書を定め、これに従って管理する。

### (試薬等の管理)

第 4 条 検査区分責任者は、検査等に係る試薬、培地、標準品、標準液、標準菌株等（以下「試薬等」という。）を適切に管理する。重要な内容については、標準作業書を定め、これに従って管理する。

### (試験品の取扱)

第 5 条 検査区分責任者は、検査等のための検体を受付けたときは、検体番号、検体の状況その他必要な内容を記録する。重要な内容については、標準作業書を定め、これに従って管理する。

2 検査区分責任者は、検査等終了後、搬入された検体、検査等に供した試料その他の後日再検査等が必要となる可能性のあるものを、所定の期間、適切な状態で保管する。重要な内容については、標準作業書を定め、これに従って管理する。

(検査等の方法)

第6条 検査区分責任者は、検査等の方法について、当該検査等に関する法令、通知等又はその他の根拠により妥当性を確認する。重要な内容については検査等に関する標準作業書を作成する。

(検査結果)

第7条 検査区分責任者は、検査等終了後、検査等の結果その他必要な内容を適切に記録する。

2 検査区分責任者は、検査等依頼者に検査成績書を発行するときは、根拠となる記録との照合を確実に行う。

3 検査区分責任者は、根拠となる記録及びその元となるデータ、チャート等で必要なものを、所定の期間、適切に保管する。

(手順書、記録等の決裁)

第8条 検査部門責任者、検査区分責任者又は信頼性確保責任者は、業務に関連して作成した文書又は記録のうち、重要な内容は必要な決裁を受ける。

付 則

この手順は、平成28年8月5日から施行し、平成28年6月6日から適用する。